

# 工事費積算における数値の取扱い例

## 1. はじめに

工事費積算における単価採用や単価算定等に係る数値の取扱いについては、「公共建築工事積算基準等資料」（以下「基準等資料」という。）にその運用等が定められており、本資料は、その取扱い例等を取りまとめたものである。

## 2. 工事費積算に関する数値の取扱い

### （1）工事費について

#### 第2編 工事費

1

##### 1 数値の取扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千万円未満の場合は一万円単位となるように調整する。

#### 『例1』 設計変更における工事価格の算定

55,555,555（算定結果）→ 55,550,000（端数処理）

## (2) 共通費

2

### 第3編 共通費

#### 第1章 共通事項

##### 1 共通費算定に関する数値の取扱い

###### (1) 率による算定

共通費基準の率により算定した金額は、一円未満切捨てとする。

###### (2) 積み上げによる算定

積み上げによる算定は第4編第1章1に準ずる。

###### (3) 一般管理費等

イ. 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格の有効桁が上位4桁、一千萬円未満の場合は一万円単位となるように一般管理費等で調整する。

ロ. 設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。

### 『例2』 共通費の算定

#### 1. 率による算定

555,555.6 (算定結果) → 555,555 (端数処理)

#### 2. 一般管理費等の調整

| 工事原価       | 一般管理費等                 | 工事価格              |
|------------|------------------------|-------------------|
| 55,555,555 | 4,444,444 (算定結果)       | 59,999,999        |
| 55,555,555 | 4,434,445 (工事費内訳書計上金額) | 59,990,000 (端数処理) |

#### 3. 変更（差額）の場合の一般管理費等の調整

| 工事原価          | 一般管理費等                 | 工事価格             |
|---------------|------------------------|------------------|
| 当初 55,555,555 |                        |                  |
| 変更 3,333,333  |                        |                  |
| 計 58,888,888  | 4,666,666 (算定結果)       | 63,555,554       |
|               | 当初工事価格 (端数処理前) →       | 59,999,999       |
|               | 差額→                    | 3,555,555        |
|               |                        | 3,550,000 (端数処理) |
| 3,333,333     | 216,667 (変更工事費内訳書計上金額) | 3,550,000        |

### (3) 単価及び価格

基準等資料「第4編 単価、価格等 第1章 共通事項 1 単価及び価格に関する数値の取扱い（1）～（4）」においては、単価の採用や価格算定における運用が次の段階毎にそれぞれ定められている。

① 物価資料に基づく材料価格等、材料単価及び仮設材費、市場単価、単位施工単価等の単価採用段階

② 標準歩掛り等（市場単価及び単位施工単価の補正含む）に基づく単価算定段階

③ 細目別内訳書及び別紙明細書への単価計上段階

以下においては、「①単価採用時」「②単価算定時」「③単価計上時」の段階に分けて整理記載することとする。

#### 第4編 単価、価格等

3 (物価資料に基づく単価及び価格)

##### 第1章 共通事項

###### 7 物価資料の掲載価格の取扱い

（1）単価基準 第1編2による単価及び価格の算定において材料価格等、材料単価及び仮設材費は、積算資料（（一財）経済調査会発行）、建設物価（（一財）建設物価調査会発行）等の価格の平均値を採用する。

（2）市場単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事市場単価」の平均値を採用する。

（3）単位施工単価のうちシフト単価は建築施工単価（（一財）経済調査会発行）及び建築コスト情報（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている「建築工事単位施工単価」の平均値を採用する。

###### 8 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

###### （1）見積価格

単価基準 第1編2（4）による場合で、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認する。

なお、当初の工事費内訳書作成時の見積依頼先は複数とし、見積内容が適切なことを確認の上、原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定する。

## 「①単価採用時」の運用

物価資料に基づく材料価格等、複合単価における材料単価及び仮設材費は、積算資料((一財) 経済調査会発行) 及び建設物価((一財) 建設物価調査会発行) に掲載されている価格(以下「掲載価格」という。) の平均値(価格)を採用する(以下「採用価格」という。)。市場単価及び単位施工単価についても同様。

### 『例3』 物価資料掲載価格の採用

| 材料等名称 | A誌 掲載価格 | B誌 掲載価格  | 採用価格      |
|-------|---------|----------|-----------|
| ○○○   | 555     | 566      | $(A+B)/2$ |
| △△△   | 666     | - (掲載なし) | 666       |

## 第4編 単価、価格等

### 4

(物価資料に基づく単価及び価格)

#### 第1章 共通事項

##### 1 単価及び価格に関する数値の取扱い

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取扱いは以下の通りとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

###### (1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価、単位施工単価等

イ. 平均値を採用する場合の端数処理は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

端数処理※①

ロ. イの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。

端数処理※②

ハ. 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。

## 「①単価採用時」の運用

単価採用時の端数処理は上記※①を基本とするが、掲載価格の平均処理及び※①端数処理により算定された価格が、基となる掲載価格の有効桁の最後の桁の位が小さい場合があるため、※①の有効桁の最終の桁の位と掲載価格の有効桁の最終の桁の位を比較し異なる場合は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位を採用する。

『例4』 物価資料採用価格の端数処理

|      | A誌     | 位   | B誌      | 位    | 平均値     | 価格<br>※① | 位 | 価格<br>※② | 位    | 採用<br>価格 | 位    |
|------|--------|-----|---------|------|---------|----------|---|----------|------|----------|------|
| 百円未満 | 7.4    | 0.1 | 7.5     | 0.1  | 7.45    | 7        | 1 | 7.5      | 0.1  | 7.5      | 0.1  |
|      | 7.5    | 0.1 | 7.5     | 0.1  | 7.5     | 8        | 1 | 7.5      | 0.1  | 7.5      | 0.1  |
|      | 93.8   | 0.1 | 86.4    | 0.1  | 90.1    | 90       | 1 | 90.1     | 0.1  | 90.1     | 0.1  |
| 千円未満 | 103    | 1   | 98.22   | 0.01 | 100.61  | 101      | 1 | 100.61   | 0.01 | 100.61   | 0.01 |
|      | 113    | 1   | 98.22   | 0.01 | 105.61  | 106      | 1 | 105.61   | 0.01 | 105.61   | 0.01 |
|      | 151    | 1   | 152     | 1    | 151.5   | 152      | 1 | —        | —    | 152      | 1    |
|      | 368    | 1   | 365     | 1    | 366.5   | 367      | 1 | —        | —    | 367      | 1    |
|      | 1,004  | 1   | 989     | 1    | 996.5   | 997      | 1 | —        | —    | 997      | 1    |
|      | 1,041  | 1   | 902     | 1    | 971.5   | 972      | 1 | —        | —    | 972      | 1    |
|      | 900    | 100 | 1,082.5 | 0.1  | 991.25  | 991      | 1 | 991.3    | 0.1  | 991.3    | 0.1  |
| 千円以上 | 1,111  | 1   | 1,112   | 1    | 1,111.5 | 1,112    | 1 | —        | —    | 1,112    | 1    |
|      | 1,115  | 1   | 1,115   | 1    | 1,115   | 1,115    | 1 | —        | —    | 1,115    | 1    |
|      | 1,120  | 10  | 1,117   | 1    | 1,118.5 | 1,119    | 1 | —        | —    | 1,119    | 1    |
|      | 1,300  | 100 | 1,400   | 100  | 1,350   | 1,350    | 1 | —        | —    | 1,350    | 1    |
|      | 990    | 10  | 1,020   | 10   | 1,005   | 1,005    | 1 | —        | —    | 1,005    | 1    |
|      | 1,150  | 10  | 974     | 1    | 1,062   | 1,062    | 1 | —        | —    | 1,062    | 1    |
|      | 10,350 | 10  | 10,360  | 10   | 10,355  | 10,355   | 1 | —        | —    | 10,355   | 1    |

5 | (物価資料に基づく単価及び価格)

二. イの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

「①単価採用時」の運用

平均処理をする前の掲載価格に係る運用である。複数の掲載価格を合算する必要がある場合や掲載価格を単位換算(本→m等に換算)する必要がある場合の価格算出においては、端数処理を基本的には行わない。

## 『例5』 揭載価格の合算等

### 1. 揭載価格の合算が必要な場合

| 材料※1 |    | 材料（掲載） | 掲載価格 | 合算額 | 掲載価格※2 |
|------|----|--------|------|-----|--------|
| ○○○  | A誌 | △△△    | 555  | 705 | 705    |
|      |    | □□□    | 150  |     |        |
|      | B誌 | ○○○    | 700  | 700 | 700    |

※1 特定の材料価格について、A誌では二つの材料価格を合算する必要がある場合。

※2 A誌においては合算額を掲載価格として扱う。

### 2. 揭載価格の単位換算が必要な場合

| 材料  |    | 単位    | 掲載価格  | 単位換算       | 掲載価格※1 |
|-----|----|-------|-------|------------|--------|
| ○○○ | A誌 | 本(4m) | 2,230 | 2,230 ÷ 4m | 557.5  |
|     | B誌 | m     | 700   | -          | 700    |

※1 A誌においては、単位換算後の価格を、掲載価格として扱う。

## 6 (標準歩掛り等に基づく単価及び価格)

### (2) 標準歩掛り等（市場単価及び単位施工単価の補正含む）に基づく単価

イ. 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

ロ. 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。

## 「②単価算定時」の運用

単価算定時における運用である。

また、単価算定時に複数の補正率を乗じる場合、計算過程での端数処理を行わない。

なお、代価において計上する単価等についても、本運用による。

## 『例6』 標準歩掛り等の単価算定

### 1. 歩掛りで算定した単価を歩掛りに用いる場合の端数処理

$$5,555.55 \rightarrow 5,555.56$$

### 2. 単価算定時に複数の補正率を乗じる場合の端数処理

$$23,300 \times (①1.15 \times ②1.05 \rightarrow 1.2075) = 28,134.75$$

- ① 改修工事の工事費積算における補正  
(基準等資料「第4編 単価、価格等 第1章 共通事項 9 改修工事の取扱い」による)
- ② 営繕工事における週休2日促進工事の補正  
(「営繕工事における週休2日促進工事の実施について(改定)」(令和7年3月25日付け国会公契第50号、国営管第617号、国営計第170号、国営建技第6号)及び「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」の改定について」(令和7年12月10日付け国営積第7号)による)

## 7 (標準歩掛り等に基づく単価及び価格)

- 八. 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。
- 二. 5 市場単価(2)における補正、6 単位施工単価(1)における調整、(3)における補正、9 改修工事の取扱い(2)におけるシフト単価の割増しに使用する率は、小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位とする。

### 「②単価算定時」の運用

単価算定に用いる数量とは、歩掛りにおける単位施工当たりに必要となる数量や代価における数量である。

#### 『例7』 標準歩掛り等の数量算定及び率算定

##### 1. 単価算定に用いる数量の端数処理

$$5.55555 \rightarrow 5.55556$$

##### 2. 補正市場単価、工事場所が物価資料の掲載都市でない場合のシフト単価の調整、補正単位施工単価、シフト単価の労務の所要量割増しに使用する率の端数処理

$$5.5555 \rightarrow 5.556$$

## 8

(製造業者等の見積価格に基づく単価及び価格)

### (3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

### 「①単価採用時」の運用

製造業者又は専門工事業者の見積価格を基に、標準歩掛り等（代価含む）において採用する価格（以下「採用価格」という。）の端数処理は、有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

## 9

(細目別内訳書及び別紙明細書)

### (4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

- イ. 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。
- ロ. 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし一円未満切捨てとする。

### 「③単価計上時」の運用

細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価は、「数量×単価」で算出される金額を円単位とするため、一円単位を下限としている。

「物価資料に基づく単価及び価格」及び「製造業者等の見積価格等に基づく単価及び価格」のそれぞれの単価採用時の運用で端数処理した単価を計上する場合並びに「標準歩掛り等に基づく単価及び価格」の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。（端数処理を行う場合は、四捨五入とする。）

なお、細目別内訳書及び別紙明細書に一円未満の単価を計上する必要がある場合は、代価で数量×単価により算定した金額を計上するなどの調整を検討する。

4参照

8参照

『例8』 細目別内訳書及び別紙明細書へ計上する単価の端数処理

「標準歩掛り等による算出単価」 6参照

「細目別内訳書及び 9参照

別紙明細書計上単価」

|           |   |        |
|-----------|---|--------|
| 5.55      | → | 6      |
| 55.55     | → | 56     |
| 555.55    | → | 560    |
| 5,555.55  | → | 5,560  |
| 55,555.55 | → | 55,600 |

「物価資料に基づく単価」 4参照

「製造業者等の見積価格等に基づく単価」 8参照

「細目別内訳書及び 9参照

別紙明細書計上単価」

|        |   |        |
|--------|---|--------|
| 6      | → | 6      |
| 56     | → | 56     |
| 560    | → | 560    |
| 5,560  | → | 5,560  |
| 55,600 | → | 55,600 |

10 (細目別内訳書及び別紙明細書)

ハ. 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

「③単価計上時」の運用

別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

『例9』 別紙明細書から細目別内訳書へ計上する金額の端数処理

別紙明細書 → 細目別内訳書

55,555 → 55,555

55,555.5 → 55,556

#### (4) 工事費積算のフローと数値の取扱い

